

一般事業主 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年9月1日～平成30年8月31日までの2年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得者を男女共1人以上を目指す。

<対策>

●平成28年12月～

役職者を対象とした会議で育児休業を取得できる事を周知させる

●平成29年1月～

従業員を対象とした育児休業制度・規程の説明（給付金等）をする
チラシ配布